

J AIPA

Express

Vol.42
June 2016

CONTENTS

ご挨拶

コラム

・法制度をめぐる最近の動き

レポート

・ISP & クラウド事業者の集い in 神戸

・第45回説明会 & ISPの集い in 東京

事務局通信

会員紹介

行事一覧

役員一覧

会員一覧

全国プロバイダー一覧

People, people

将来のインターネットをどのようなものにしていくべきか、まずは直近5年間の爆発的なトラフィック増加にどのように対応していくか、これは個別の業者が対応できる問題ではありません。

日本のインターネットの将来図、グランドデザインが今こそ必要とされているように思います。

総務省が2016年3月2日に発表した、「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」データのよれば、1契約あたりのトラフィックがこの1年間で52.8%増加しています。

ユーザーの接続回線は、メガからギガへ移り、また、コンテンツも動画が増え、さらにモバイル端末の普及により、ISPに要求される通信速度は、大変高いものになってきています。

2016年2月3日に発表されたシスコ社の資料によれば、モバイルデータ通信は、2020年には、2015年の8倍のトラフィックになると予測されています。

ちなみに、先の総務省の発表データ、1年で52.8%増加が5年続くと、8.3倍となり、シスコの予想とほぼ同じです。

モバイルデータ通信各社は、格安SIMを発行する一方で、容量制限に積極的に取り組んでおり、ユーザーは、家ではWi-Fiを使うという使い方が一般的になっています。

これら全ては、ISPへの負担増につながります。

「ラストワンマイル」、この言葉が最近では聞かれなくなりましたが、すべてのボトルネックはラストワンマイルであると、運輸や通信ではよく言われることです。

日本のインターネットにおいては、ラストワンマイル、自宅から収容局までギガ対応となり、ラストワンマイルのボトルネックはなくなりました。

かえってそのことが、「ギガ回線なのに、10Mbpsしか出ないのはおかしい」というユーザーの声にもつながることから、ギガ対応なんてしなくてよかったのに、という恨み節もISPから聞こえてくることがあります。

ここで発想を大きく転換して、「日本のインターネットは、ボトルネックを解消してしまったのだ」と考えてみてはどうでしょう？

運輸や通信においては、幹線の整備は簡単だが、末端の部分が大変である、というのがラストワンマイルが大切とされている理由ですが、そのボトルネックが解消されているのですから、あとは幹線整備のみと言えなくもありません。

私たちは、世界に類を見ない、ギガレベルのラストワンマイルを持ち、世界最高速のインターネット環境へと発展させることも十分に可能ではないでしょうか。

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
理事 横山 正



法制度をめぐる最近の動き

1 電気通信事業法改正関連

最近の動向の中で、ISP、MVNO等の事業者にも最も大きな影響が生じたのは、2016年5月21日の電気通信事業法改正、その中でも特に書面交付義務と初期契約解除制度でしょう。まずはこの2点の概要を解説します。(細かい部分はサービスの類型によっても異なりますが、ここでは固定系のISPサービスを中心に説明していきます。)

(1) 書面交付義務について

改正以前から国民生活に身近な電気通信サービス(固定・携帯電話、インターネット接続など)について契約前の説明義務が規定されていましたが(電気通信事業法第26条、以下「法」とします)、これに加えて契約締結時の書面交付義務が加えられました(法26条の2)。

ISP事業者の場合、もともとと契約締結にあたって「利用開始のご案内」など、何らかの書面を交付(郵送)していたことが多かったと思われます。しかしこれは利用方法や操作の説明に比重が置かれており、法的な意味に重点が置かれる今回の契約書面と記載内容が少し異なります。総務省からは「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」が出ており、契約書面の例示も含めて細かく説明がなされますので、よくご覧になって対応されるようお願いします。

書面交付義務について特に重要な点をいくつか紹介します。

サービスの類型でみると、電話、インターネット接続など、一般の消費者が利用する主な電気通信サービスが対象となります。次に契約者の類型では、簡単に分けると個人が対象となり、法人がその事業のために契約するような場合は対象外となっています。もっとも、法人に対して書面を交付しても問題はなため、個人向けサービスは一律に書面交付するの現実的な運用といえます。

書面交付義務が課される場合、契約書面は契約成立後遅滞なく交付することが求められます。これは法令上の義務にとどまらず、契約書面が利用者に到達した日が後述の初期契約解除制度の起算日になるなど、利用者との契約関係にも影響します。

契約書面は紙の書面が原則ですが、利用者の同意(webやメール等での明示的な同意)を得たうえ、電子メールやPDFファイルのダウンロードなどによることが認められるので、多くの場合はオンライン・サインアップの過程で同意を取得し、メールなどで書面同等の内容を送ることが多くなるでしょう。

次に書面の構成について触れます。

書面は個別の利用者に適用される事項を記載するため、イメージとしてはチラシの同封よりも、契約書のページ追加になります。書面の大きさに規定はありませんが、文字は8ポイント以上でなければなりません。

ガイドラインによれば、総務省は一覧性・一体性を非常に重視しているようです。原則として表形式とし、類似する項目は1か所にまとめるなど、様式についてかなり細かいことを求めています。

原則として一体の書面に法定の事項(ガイドライン参照)

を記載し、例えば料金であればその利用者に適用されるプランについて具体的な記載をすることとなります。従来は各プランに記載した料金表を同封し、契約書面にはプラン名だけを表示するようなこともあったと思われませんが、システムの対応が必要となりそうです。

弊社の場合は、オンライン・サインアップのシステムおよび書面を作成するシステムの改修が必要でした。

(2) 初期契約解除制度について

書面交付義務に加えて、今回の改正から初期契約解除制度が導入されました(法26条の3)。初期契約解除制度の対象は、書面交付義務の対象となるサービスよりも狭く規定されています。初期契約解除制度は強力な民事的効力を持つ規定のため、消費者の不満や苦情が多いなど、一定の類型に限定して導入されているのです。例えばFTTHサービス、フレッツ対応のISPサービス、MNOの携帯電話サービスやデータ通信サービスなどは対象となりますが、MVNOのデータ通信サービスは期間拘束がない限り対象外とされています。他にも固定電話サービス、一体型ADSLサービスなどは対象とされていません。(移動通信について、一定の消費者保護が講じられている場合の例外があります。)

契約者の類型については書面交付義務と同じで、法人がその事業のために契約するような場合は対象外となっています。

この制度によれば、利用者が契約書面を受領した日(移動通信サービスの場合はサービスの提供開始日または書面受領日の遅いほうの日)から数えて8日以内であれば、利用者の意思だけで書面により無条件に契約を解除することができます。これは強行法規のため、利用者との契約でこれよりも不利な内容を定めても無効です。また、契約解除の効力は利用者が解除のための書面を発した時に生じます。

特定商取引法のクーリング・オフと一見よく似た制度ですが、大きな違いは対価請求が一定の範囲で許されることです。特商法では消費者が契約を解除した場合に事業者は原則として対価を請求できませんが、電気通信事業法では法令(総務省告示)の範囲内かつ利用者に通常請求されるものについて請求を認めています。これは、特商法が訪問販売などの販売・勧誘方法について、消費者が熟慮の時間を与えられないまま契約をしてしまうことの救済を図るのに対し、電気通信サービスでは販売方法を問わずサービスの複雑さや通信速度、期間拘束などの点で消費者の苦情が多いことから、契約方法を問わず消費者に解除権を認める一方、事業者にも一定の対価請求を認めることでバランスを取っているといえます。(電気通信事業の公共性を考えると、一部の利用者が初期契約解除を濫用することで結果的に利用者全体に負担が及ぶことを抑える意味もあると思われます。)

請求できる対価は総務省の告示に規定されており、事務手数料、工事料、サービス利用料に分けられています(実際の告示と逆の順序で紹介しています)。

例えば事務手数料であれば3千円、工事料であればFTTHの派遣工事で2万3千円~2万5千円と金額が定められています(いずれも税抜き)。これらの範囲内で通常請求される

額に限って請求できることとなります。

サービス利用料は金額の規制はありませんが、利用者に適用される料金であって、これも法令上の明文の規定はないものの、ガイドラインにおいて原則として日割計算が合理的とされています。ISP事業者では月単位の契約になっている場合が多いと思われませんが、初期契約解除の場合に日割計算をするなど、対応が求められる場合が出てくるでしょう。

上記はいずれも上限なので、利用者に有利な制度を設けることはまったく問題ありません。初期の解約を完全に無料で応じる契約も有効です。

ここで気になるのは、初期契約解除は利用者が契約解除の書面を発した時に効力が生じることとの関係です。条文上、事業者が請求できるのは「当該契約の解除までの期間において提供を受けた」サービスの対価とされているため、書面を発した後事業者が届くまでの間の料金は請求できないのが原則です。もしこの期間に利用者がIP電話で高額な国際電話をかけまくっていたらどうでしょうか？総務省に意地悪な質問をしたところ、「そもそも言っていること（契約解除）とやっていること（大量の発信）が違うわけで、契約解除自体有効といえるのでしょうか」という話でした。定額制料金の1日や2日分ならともかく、利用者が意図的に制度を悪用したと思われることについては、このような考え方もありそうです。

さて、初期契約解除の制度は電気通信事業法の中でおそらく唯一、利用者と事業者との間の民事的な契約関係に立ち入る制度です。このような制度は一般に、契約当事者の力関係や情報量が不均衡なため常にどちらか一方が不利益を被るような場合に、それを調整するために設けられます。このような制度を導入せざるを得なかったことは、事業者の自主的な消費者保護の取り組みに対して消費者の理解を十分に得られなかった結果ともいえるので、やはり不名誉なことです。再度「今のルールでは不十分だ」と言われることのないよう、気を付けていきたいものです。

2 マイナンバー（個人番号）関連

2015年10月5日にマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）が施行され、住民票のある人全員にマイナンバー（個人番号）が付けられるとともに、「通知カード」が全員に届くように郵送されました。希望者は写真入りの「個人番号カード」の交付を申請できます。

マイナンバーは法律で定められた目的以外で収集・提供することは禁止されています。現時点で電気通信サービスの提供は利用目的になっていないため、電気通信事業者が利用者のマイナンバーを聞くことはできません。

ここでまず問題になるのは、本人確認書類の扱いです。携帯電話事業者は法律により利用者の本人確認が必要であり、その他の事業者でも必要に応じて本人確認を実施していると思います。

その際、本人確認書類にマイナンバーが記載されている場合の扱いが問題になります。

住民基本台帳カードにかえて交付が始まった「個人番号カード」については、その表面を一般的な身分証明書として使うことが想定されており、本人確認に使うことができます。

ただし裏側にはマイナンバーが記載されていることから、提示を求めたりコピーを取ることはできません。

一方、全員に郵送された「通知カード」は、発行の目的が「マイナンバーの通知および確認」であり、マイナンバーの利用目的になっていない分野での本人確認のために使うことは適切でないとしてされています（総務省の周知文書による）。

マイナンバーは住民票の記録事項ですが、住民票の写し（いわゆる住民票）は、区市町村役場の窓口で特に申し出ない限り、マイナンバー（個人番号）の記載を省略したものが交付されます。住民票コードと同じ扱いです。ところが利用者が別の手続きなどの関係でマイナンバー入りの住民票を取得し、これを電気通信事業者にも本人確認書類として提出・提示した場合、別の書類をお願いするか、それが難しければマイナンバーが写らないようにマスクをしてコピーを取るなどの対応が必要になりそうです。このため、既に多くの企業や官庁などで、webページで「当社（庁）に提出する住民票は、マイナンバーの記載のないものをお願いします。」などの要請を行っているようです。

次に、プロバイダ特有の問題として、目的外の提供が禁止されているマイナンバーが掲示板に書き込まれたような場合、それを削除できるかという問題が考えられます。

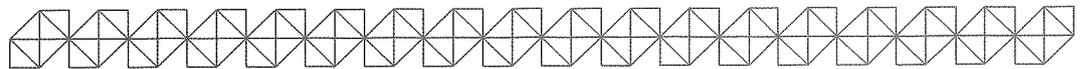
誰かのマイナンバーが無断で公開されているような場合は、通常は削除等の送信防止措置を講じても問題ないと考えられます。マイナンバーは利用目的が限定されており、漏えいによる不正利用のおそれがあることは番号の変更を請求できる理由となっていることから、通常は「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由」（プロバイダ責任制限法3条2項1号）程度は認められると考えられるからです。

では、本人が自分の意思でマイナンバーをネットに公開した場合はどうでしょうか。2015年10月、千葉県男性がマイナンバー制度への抗議の意思で、自分のマイナンバーをブログに掲載するという珍事がありました。この件で内閣府の特定個人情報保護委員会（当時）は、男性とサイト管理者に削除要請を行ったそうです（東京新聞2015年10月29日朝刊）。

マイナンバーを本人が公開する行為に対して、プライバシーの侵害など、個人の権利が侵害されたことを理由に対応することは難しいと思われますので、もし今後このような事例が続いて行政機関から削除要請が行われるとなれば、「違法・有害情報ガイドラインに追加してほしい。」という要請が行われることが考えられます。

確かにマイナンバーを法律で定められた目的以外で提供することは禁止されており、掲示板などであれば管理者が運営規約などに照らして公序良俗違反で削除したとしても問題はないかもしれませんが、行政機関の要請が「マイナンバー制度への信頼を損なう」といった抽象的な理由ならば、既存の違法・有害情報のガイドラインで扱っている内容と比べても開きがあり、そう簡単に受け入れられないでしょう。事業者の業態によっても温度差は激しそうですし、各社の方針で対応する方向がよさそうです。（なお、この男性のものと思われるブログはこの記事の執筆時点でそのまま残っているようです。）

行政法律部会 野口 尚志
(EditNet株式会社)



第44回ISP&クラウド事業者の集いin神戸 開催報告書

日にち：2016年2月25日（木）～26日（金）

※2月25日（木）10:00～「京」見学会（理化学研究所 計算科学研究機構）

※2月27日（土）11:00～ 「酒蔵巡り」・集合場所「阪神魚崎駅改札」

場 所：三宮コンベンションセンター

〒651-0084 兵庫県神戸市中央区磯辺通2-2-10
ワンノットトリーズビル5F

プログラム委員：株式会社イプリオ 石田卓也、
ソネット株式会社 宮内正久

参加者：80名

プログラム：

■2月25日（木）

〈見学〉

※2月25日（木）10:30～「京」見学会（理化学研究所 計算科学研究機構）
<http://www.aics.riken.jp/jp/k/>

〈セミナー〉

12:30～ 受付開始

13:00～13:05 開会挨拶 地域ISP部会

部長 晋山孝善氏

13:05～14:00 「神戸にイノベーションコミュニティを創る～『神戸ITフェスティバル』が見据える未来」

舟橋健雄氏

株式会社神戸デジタル・ラボ 広報室、「神戸ITフェスティバル」オーガナイザー、「TEDxKobe」オーガナイザー

14:00～14:55 「個人情報保護改正等について」

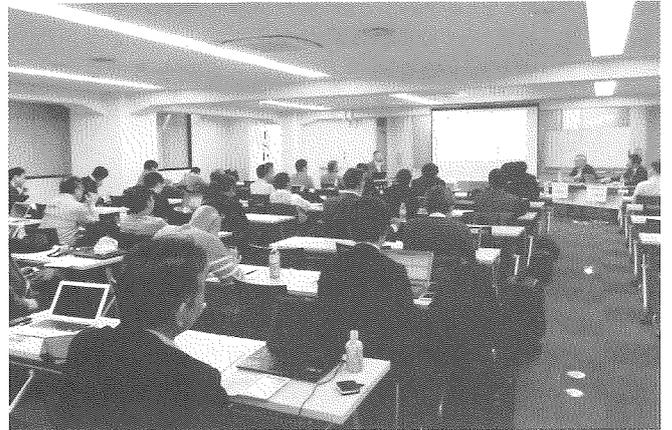
個人情報保護委員会 事務局総務課 上席政策調査員・弁護士 和田洋一氏

15:00～15:20 「通信・放送事業者の問題解決をサポート」

総務省電気通信紛争処理委員会事務局 調査専門官

中野 誠氏

15:20～15:30 休憩



15:30～17:15 「Wi-Fi関係のパネルディスカッション」

モデレータ：JAIPA副会長 立石聡明氏

パネラー：兵庫県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課
課長補佐兼サイバー犯罪対策課 警部 三輪健氏
九州大学大学院経済学研究院教授 実積寿也氏

17:20～18:30 「灘の日本酒」

株式会社神戸酒心館 湊本雅和氏

19:00～ 懇親会

■2月26日（金）

10:00～10:35 「update-trafficにおけるISPの苦悩」

Update-TrafficWG主査 木室 友裕氏（株式会社 大塚商会）

10:40～12:00 「ネットワーク中立性：基本フレームワークと最新動向」

九州大学大学院経済学研究院教授 実積寿也氏

12:00～13:00 昼食休憩

13:00～13:55 「データに基づく減災対策 ー阪神大震災21年ー」

神戸市企画調整局ICT創造担当課長 松崎太亮氏

14:00～14:55 「事業法改正による消費者保護ルール」

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

消費者行政課 課長補佐 大磯一氏

15:00～15:50 「IoT 時代における高度サイバー攻撃」

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

(JPCERT/CC)

早期警戒グループ 情報分析ライン リーダー 洞田慎一氏

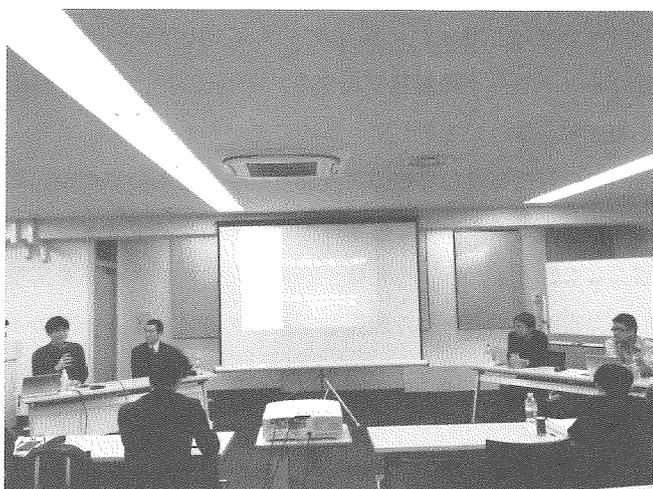
15:50~16:00 休憩

16:00~16:50 セキュアなIoTの実現に向けた取組の事例
と今後の課題

～製造現場をクラウドでつなぐ Industry4.1J実証実験のご紹介 ほか～

NTTコミュニケーションズ株式会社 技術開発部IoTクラウド戦略ユニット

経営企画部IoT推進室 兼務IoT・エバンジェリスト
担当部長 境野哲氏



16:55~18:30 クラウドとIoT(パネルディスカッション)

モデレータ：さくらインターネット株式会社 代表取締役
田中邦裕氏

パネラー：NTTコミュニケーションズ株式会社
技術開発部IoTクラウド戦略ユニット
経営企画部IoT推進室
兼務IoT・エバンジェリスト 担当部長
境野哲氏

GMOクラウド株式会社 代表取締役
青山 満氏

ニフティ株式会社

クラウド事業部

モバイル・IoTビジネス部IoTディレクター
森藤大地氏

19:00～ 懇親会

■2月27日(土) 11:00～ 「酒蔵巡り」・集合場所「阪神
魚崎駅改札」

概要：

第44回目の集いは「神戸」。最近の集いでは、恒例になりつつある見学会ですが、毎回プログラム委員が頑張っって何かを見つけてくれる。今回は理化学研究所 計算科学研究機構の「京」の見学会が実現しました。事務局は準備の為、行かれなかったのですが、Facebook等でも発信しても良かったらしく、ずいぶんUPしている方々がいらっしゃって、「男の子が目をきらきらさせて見入っている」と言う言葉が良く合う光景を写真で拝見しました。皆さんに喜んでいただけて良かったです。ご協力いただいた方々ありがとうございました。土曜日には、「灘の酒蔵見学」ということで、25日(木)株式会社神戸酒心館 湊本雅和氏に灘の酒について、ご講演いただいた知識を元に、プログラム委員の石田卓也氏に蔵開き(菊正宗)、浜福鶴、桜正宗等を説明有りの見学、試飲に連れて行っていただきました。とても有意義なコースだったのに参加者が少なかったのが残念でしたが、たまに飲んでいる日本酒の歴史、酒作りの様子が拝見できて良かったです。

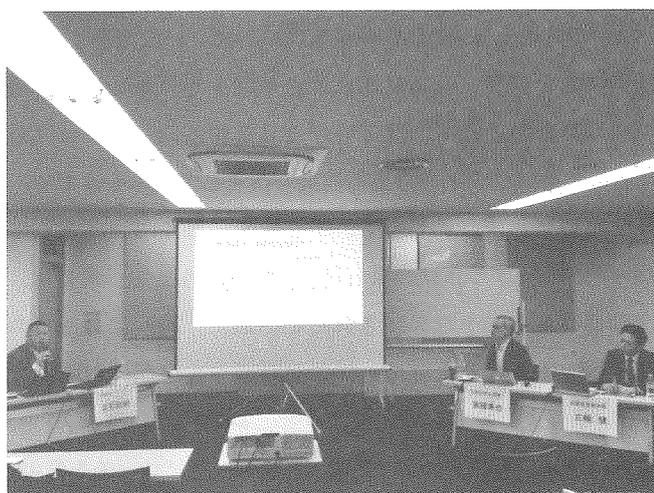
さて、今回のセミナーですが、地元の情報として「神戸にイノベーションコミュニティを創る～『神戸ITフェスティバル』が見据える未来」舟橋健雄氏にお話しいただきました。神戸ITフェスティバルは2011年から始まり、地域とITを結ぶイベントのことで、ITという道具を切り口に様々な課題や解決、地域の未来を考える機会を提供しているそうです。企業出展ブースやセミナー、そして参加型イベントとしてワークショップや体験の場も設けているそうです。最初は、IT関連のイベントに参加されている際に、神戸にも独自のITイベントを作りたくて、同じ思いの方々と始めたのですが、年々大きくなっているようで、舟橋さんは実行委員で、全体のテーマを決めたり、企業・団体へのアプローチも行い、毎日忙しくされているそうです。とにかくお忙しそうで、今回もこのご講演の時間しか空いていなく、懇親会等でお話しできないのが残念でした。

次は、「個人情報保護改正等について」として、今回初めて個人情報保護委員会事務局の上席政策調査員・弁護士 和田洋一氏にお話しいただきました。今回の改正もさることな



がら、「個人情報保護法」自体の理解が出来てないのではないかと思います、個人情報保護制度の体系など分かり易く解説いただきました。情報通信技術の発展により制度当時には想定されなかった件や定義の明確化、名簿や対策やグローバル化への対応、今後の取り組みなど、今回の改正ポイントのお話しも充実しておりました。次は毎回恒例の「通信・放送事業者の問題解決をサポート」として総務省電気通信紛争処理委員会事務局からのお知らせです。

しばらく前からWi-Fiについては、協会内のテーマになっているところですが、今回は兵庫県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課の三輪健氏に「サイバー犯罪の現状」を九州大学大学院 実積寿也氏には、「公衆無線LANのセキュリティ問題」をお話しいただき、モデレータを当協会 立石副会長が担当。パネルディスカッションをしました。兵庫県警察のサイバー犯罪の現状は「インターネットバンキングに係る不正送金被害」「偽サイトによる詐欺被害」等の被害状況と過去から現在までの推移。公衆無線LANについては、急速な普及、利用料無料、誰でも利用可、公共空間で利用可能、手続きが容易という観光振興上のメリットとして、あげられるが、匿名化の問題や公衆無線LANが悪用された事例を取り上げ、サイバー捜査の特殊性のお話しをいただきました。



また、政府の動向として、2015年9月に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」を受け各省庁と対応の検討に入ったそうです。実積先生からは、各自治体の公衆無線LAN(認証機能)提供の現状、今後、環境整備によって期待される効果をあげていただきました。今改めて考えるべきものは、セ

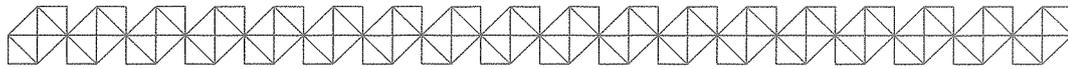
キュリティ水準は何か、公衆無線LANに対する技術的な手当が目的達成に最適な手段なのか、利用者のリテラシーの改善は?ということなのではないか。とのこと。この整備については、年単位で考えていかないとならない。

1日目最後は、「灘の日本酒」として、株式会社神戸酒心館 湊本雅和氏にお話しいただきました。ワインにも精通しているとのことですが、日本酒が出来るまでの行程、海外を含め様々なところでご講演しているらしくとても楽しいお話しをお伺いできました。残った時間を利用して試飲会ももちろん行いました。

さて、2月26日(金)二日目の始まりです。Update-Trafficについては、日々にアプリケーションのアップデートの際にネットワークの輻輳が起きる。それに対してISPが回線を増強する等の対策をしているのに追いつかない等、また、利用者の苦情に対してどのような対応をしたらいいのか。そんな感じのところからこの案件を検討するタスクフォースを当協会で作りました。今回は、会員向けにアンケートを実施して、現状の把握をした報告を本タスクフォースの主査の木室氏にお話しいただきました。会場からも質問や意見が出て、活発に議論できたと思います。引き続き本件については、検討して行く予定です。

これに関連して、「ネットワーク中立性:基本フレームワークと最新動向」前日もパネルディスカッションでご登壇いただいた実積先生の再登場です。ネットワーク中立性問題の本質は何なのか、海外の情報を交えながら、Zero-ratingのお話しを伺いました。





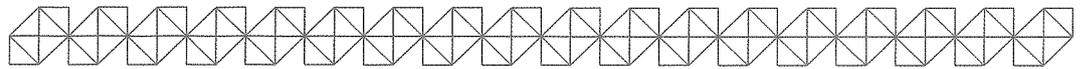
お昼休憩を挟んで、今年で21年となる阪神淡路大震災の体験をもとに「データに基づく減災対策 -阪神大震災21年-」として、神戸市企画調整局ICT創造担当課長 松崎太亮氏にお話しいただきました。震災時に自転車に乗り、ビデオ撮影をして情報を集めたことや、その時の状況が生々しく記録されているのを拝見しました。自分がそう言う状況になったときにどうするのか、考えさせられる映像でした。今回20年を超え、阪神淡路大震災の被災地からの情報発信として、インターネットによる災害情報発信の課題や、政策におけるデータ活用の視点、ビッグデータで読み解く都市安全政策（奇しくもスーパーコンピュータ「京」の話）、モバイルデータを活用した安全対策、データ活用で組織・政策が変わる、CIVIC TECHが災害支援を変える。というような、今までのデータをどうするのか、活用の話をしていただきました。

次は、「事業法改正による消費者保護ルール」を総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課 課長補佐 大磯一氏にお話しいただきました。この件は電気通信事業法改正とともに事業者へ大きくのしかかってくる法律となります。ここまで来るのに当協会でも運営する部会でも毎回の様に議論や対策を話し合ったものでした。次は、「IoT時代における高度サイバー攻撃」として、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター (JPCERT/CC) 早期警戒グループ 情報分析ライン リーダー 洞田慎一氏に「セキュアなIoTの実現に向けた取組の事例と今後の課題～ 製造現場をクラウドでつなぐ Industry4.1J実証実験のご紹介」として NTTコミュニケーションズ株式会社 技術開発部IoTクラウド戦略ユニット 経営企画部IoT推進室 兼務IoT・エバンジェリスト 担当部長 境野哲氏にそれぞれ、IoT関連のお話しを頂戴しました。ここに来てIoTの言葉を聞かない日は無いと言うほど、注目をされています。今回の集いの後半は、クラウドとIoTを取り上げ、さくらインターネット株式会社 代表取締役 田中邦裕氏がモデレータをして当協会クラウド部会部会長青山氏もパネラーに参加、現状と今後クラウドがどう携わっていくのか等の会場を交えた意見交換の場となりました。

1日半にわたるセミナーは、神戸というある程度交通の便が良いところなのに参加者申込み者が少ないと心配していましたが、どうにか80名の参加をいただきました。参加いた

いた皆様ありがとうございました。プログラム委員の皆様、お疲れ様でした。次回もさらに充実した会にしたいと思えます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。(M)





第45回説明会 & ISPの集いin東京 開催報告書

日時：2016年5月19日（木）10：00～17：50（受付開始9：45）

場所：TKP 渋谷カンファレンスセンター ホール2A

主催：一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
地域ISP部会

参加費用：無料

参加者：72名

プログラム：

10：00～11：40

- ・電気通信事業の利用者保護規律に関する報告規則改正案及び監督の基本方針案について
- ・初期契約解除制度の対象役務と契約解除時の対価請求額について

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課 課長補佐 大磯一氏

11：40～13：00 休憩

13：00～13：40

- ・現在の衛星と今後の展開について 通信事業者との連携は。EUTELSAT社アジア支社（シンガポール）ビジネス開発部長 Mr Charles DISNEUR

13：40～14：30

- ・国内外のFree WiFiの現状とWiFi認定制度やセキュリティについて

日本インターネットプロバイダー協会 副会長 立石聡明氏

14：30～15：30

- ・Update-Trafficについて

株式会社イプリオ 石田卓也氏

15：30～15：40 休憩

15：40～16：30

- ・Wi-Fi機器の紹介

Accton Technology Corporation

16：30～17：30

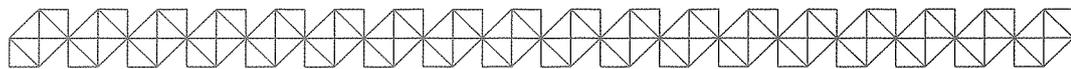
- ・個人情報保護法改正が電気通信事業者に与える影響について

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課 渡邊涼介氏

概要：

5月に集いをするべく予定を立てていましたが、準備の都合上予定していたところを断念。ただし、平成27年5月22日に「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号。以下「改正法」という）」が公布され、平成28年5月21日から施行されるため、この件に対しては早急に説明会をしたほうが良いのではということになり、説明会を中心に残りの時間を毎回の集いのように開催するよう方向転換しました。改正法については、各地域の総合通信基盤局がそれぞれ説明会を開催したり、当協会でも今までの「集い」の中に取り入れ、経過報告等をしておりましたが、今回は施行直前と言うこともあり、総務省消費者行政課 大磯課長補佐に今までの経緯と内容を説明いただきました。大きくは二つに分





かれていて、「電気通信事業の利用者保護規律に関する報告規則改正及び監督の基本方針案」については、現状に至るまでの経緯と施工後の監督（モニタリング）の枠組みとして「苦情・相談等の情報収集」から「対処」「評価」の具体的な内容、苦情・相談関係と代理店関係、それぞれの報告事項、対象事業者・役務や報告時期について具体的にお話しいただきました。「初期契約解除制度の対象役務と契約解除等の対価請求額について」は、初期契約解除制度の該当するものと内容、その場合の対価請求額の件を具体的にお話しいただきました。これから事業者がやらなくてはならない必要な事、気をつけるべき事を分かり易く説明いただき、施行直前と言うこともあり、会場からも質問が多数でした。

お昼休憩後は、いつもの「集い」バージョンです。今回は衛星関係、Wi-Fi機器関係のビジネスアライアンスの場を設けました。衛星といえば、東日本大震災の時も課題にあがった時もありました。あれから5年経ち、状況も環境も変わってきています、そして今後の災害に対応できるのかもしれませんが。EUTELSAT社のサービス体系をお話しいただきました。それぞれ興味深い面があり、質問される方も多かったです。

さて、セミナーですが、「国内外のFree WiFiの現状とWiFi認定制度やセキュリティについて」として、当協会副会長 立石聡明氏がWi-Fi調査を行った結果等を報告し、現在ある安全・安心マーク制度に新たにWi-Fi認定制度を導入するという、説明を行いました。主にWi-Fiと言えばセキュリティが心配されているところだと思いますが、安全・安心マーク同様、利用者に安全に利用して貰うための目安となる制度をWi-Fiでも確立したいと思っております。本件については、現在検討中のため、随時皆様に確認とご報告をしていくとのことです。



次に部会から課題にあがりタスクフォースを立ち上げた「Update-Trafficについて」株式会社イプリオ 石田卓也氏に、集いin神戸での発表後のアップデート版としてお話しいただきました。神戸ではJAIPA内のアンケート結果を報告しましたが、より分かり易く、成り立ち、現状等を解説していただきました。また、立石副会長がICANN会議に出席した際に、本件についてプレゼンした結果、他国でもそのような状況が見られるとのこと、今後のICANN会議の際に更にアップデート版を話してほしいとの依頼があったということです。事業者の方々もお気づきの点がありましたら、ぜひ事務局等に情報をお寄せください。本会場でもそれぞれの事業者が利用者向け対応に頭を悩ませているので、活発な意見交換ができました。当協会では現在まで検討した結果、「トラフィックの集中によるインターネット遅延について」としてWebに掲載しております。詳しくは、<https://www.jaipa.or.jp/topics/2016/05/post-1.php>をご覧ください。

最後は、「個人情報保護法改正が電気通信事業者に与える影響について」として、総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課 渡邊涼介氏にお話しいただきました。2003年個人情報保護法に関する法律が成立した後、環境の変化（情報通信技術の発展等）により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能になり、グレーゾーンの拡大、ビッグデータの対応、グローバル化が出てきました。個人情報保護委員会を設置し政令・委員会規則・ガイドライン等の策定にはじまり、周知広報、取り扱いによる監視・監督などの全体を調整し2017年上半期には全面施行の予定だそうです。今回は、個人情報保護法改正の概要として、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報、匿名加工情報、個人情報保護指針、トレサビリティの確保、データベース提供罪、個人情報保護委員会、個人情報の取り扱いのグローバル化、その他、オプトアウト規程の厳格化、利用目的の制限の緩和、小規模取り扱い事業者への対応等を詳細に説明いただきました。事業者の対応も必須になる部分も多いかと思えます。今後も注意が必要です。

これで、1日開催の「集いin東京」が終了しました。午前中の説明会目当ての方々が多いただろうと予想はしていましたが、午後にはずいぶん参加人数が少なくなりました。ただ、振り返ってみればその後のセッションは、マイクをあちこちまわしての討論有り、意見交換ありの活発な場となり、参加された方々は帰って充実していたのではないかと、思ったりもしました。参加された皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。また、次回よろしくお願いたします。(M)

アーカイブ 懐かしさと新しさ

年をとると新しいことに関しては物覚えが悪くなる…

その一方で昔のことをやたら思い出す…。

そんなこんなで

最近このサイトを偶然知りまして、ちょくちょくチェックしています。

<http://www.emmytvlegends.org/>

About The Archive of American Television

「Founded in 1997, the Television Academy Foundation's Archive of American Television has conducted over 800 oral history interviews (over 4000 hours) with the legends of television. These interviews chronicle the birth and growth of American TV History as it evolves, and make the interviews available worldwide. The Archive continues to produce new interviews every year. The collection covers a variety of professions, genres, and topics in electronic media history.」

ああ、アメリカってのは、様々な事をきちんと後世に伝えるために、こういうことをしているんだとしみじみ感じました。

番組そのもののアーカイブではなく、その当時の出演者などのインタビューを採録し、アーカイブとしています。この手法は貴重な証言を残していく有効な手段だと思いました。

番組自体は著作権等色々しがらみがあるでしょう。まだコンテンツとして収益を上げることが出来るので、なかなかオープンなアーカイブとして後世に残すのが難しいからでしょう。

このインタビューはかなり興味深い内容のものが多々あります。米国のテレビシリーズで人気が出て、そしてハリウッドに進出した俳優達、古くはクリントイーストウッド、そしてトムハンクス、ロビンウィリアムズ、クリストファーロイド等々。

。そんなスターの原点を垣間見ることが出来るのがこのサイトの醍醐味です。後世エンターテインメントの研究をする人々にとって、ここは貴重なアーカイブだと思います。

一般社団法人漫才協会

<https://www.youtube.com/user/manzaikyokai>

このサイトでは東京の漫才師たちがネットラジオで喋っています。御本人達がどれほど意識しているのか分からないのですが、埋もれてしまった東京のお笑いに関する話を時々聞くことが出来ます。おそらくネットの時代になっていなければ、そのままごく一部の芸人さん達の愚痴話で終わってしまったかもしれない話なのですが、興味のある人間にとって、こんなに貴重なアーカイブはありません。

特にこの番組で笑組のゆたかさんが話してくれる1990年代の「今だから言える裏話」はアーカイブとして非常に貴重なものではないでしょうか。

「ハデジのいろいろめんどくさい」

<https://www.youtube.com/watch?v=Nkfu9DO31No>

インターネットの商業利用が日本で開始されてまもなく25年になります。様々なサービスがネット上で展開されてきていますが、その中でもアーカイブは人類共通の財産として時が経てば経つほどその重要性が増してくるのではないのでしょうか。

学術的なアーカイブは黙っていても整備されて蓄積されていきます。メジャーなエンターテインメントもそうでしょう。しかし一般的にマイナーな存在や使い捨てされてきた情報に関しては、誰かが意思を持ってそれらの情報を残していかないとアーカイブが成立しません。

昨日も某出版社の方と食事をしながら無駄話をしていたのですが、その中で最近ロングインタビューで構成されたノンフィクションが見当たらないと言う話になりました。特にビジネス関連のこのような企画が見当たらないと。その理由として、インターネットで検索して調べることで済ましてしまうからでないだろうか。

でもそれって表層的な情報を編集してるだけじゃないのかね、なんて。しかしそんな年寄りの愚痴を言っても仕方が無いのも重々承知。

これからの世代は、ますますこのように情報を取得して整理する際に、ネットで済ましてしまうようになるのでしょうか。これは仕方の無いことかもしれません。それに目くじら立ててもこの流れは止まらないでしょう。

そんな事を考えていたら こんな記事を見付けました。

「ドイツ、アウクスブルク市 路面電車の走る道路の中に信号を埋め込む」

http://www.excite.co.jp/News/odd/Karapaia_52216613.html

これは「歩きスマホ対策として、幾ら言っても聞かないから、下向いていても分かるように、道路に信号を埋め込んでしまえ！」

そんな発想から生まれたアイデアのようです。

これが現実的な解なのかもしれない。

どれだけ言ってもネットでしか検索しない世代が台頭してくるのですから、ネットにきちんとした情報をアーカイブしておくことが、我ら世代の義務なのではないかと。

埋もれてしまう情報を、埋もれさせないように残しておく。そうすればきっといつか誰かの役に立つ日がくるかも？ ですね。

【報道資料】

■「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」改訂の公表について

2016年3月25日に、通信関連4団体で構成する違法情報等対応連絡会において、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂に係る報道発表を行いました。

今回の改訂では、種の保存法で禁止されている希少野生動植物種の個体等の広告がインターネット上に見られるところから、第1条（禁止事項）の（7）に、販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為」を禁止事項として追加・明確化しました。

なお、新しい契約約款モデル条項による運用は、4月1日より開始としております。

会員事業者の皆様におかれましては適切な対応をお願いいたします。

報道発表URL：

http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info/20160325_press

【Information】

■「電気通信事業の利用者保護規律に関する報告規則改正案及び監督の基本方針案についての意見募集」に関する意見書を提出（2016/5/10）

https://www.jaipa.or.jp/comment/pdf/160510_dentsu.pdf

■トラフィックの集中によるインターネット遅延について

最近、当協会加盟会員各社において、時折インターネットが遅くなる、などのお問い合わせや苦情が多く寄せられているようです。当協会において会員各社に対してアンケートなど調査を取ったところ、パソコンやスマートフォンのアップデート配信等が原因となり、配信日及び配信日以降の数日間においてインターネットが遅くなる現象が多く発生している状況が浮かび上がりました。また、このことは、多くのインターネットサービスプロバイダー（ISP）で共通する課題である事もわかりました。

当協会としましても、この問題は各々のISPだけで解決できるものではなく、コンテンツ提供・配信を行う事業者やメーカーを含めた、インターネットに関わる業界全体で取り組む

べき問題であると考えております。

ISPとしましても、快適な利用ができるよう尽力して参りますが、利用者のみなさまにおかれましても、事情をご理解いただき、遅いと感じられた際には、配信の集中する日時を避け、時間をおいてアクセスするなどのご協力をお願い申し上げます。

<https://www.jaipa.or.jp/topics/2016/05/post-1.php>

■電気通信事業分野における消費者保護施策（総務省Webより抜粋）

消費者保護ルール（平成27年改正電気通信事業法関係）

【更新日：平成28年5月27日】

平成27年5月22日に「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号。以下、「改正法」という。）」が公布され、平成28年5月21日から施行されています。改正法では、電気通信事業に係る新たな消費者保護ルールが導入されていますが、総務省では、施行に向けて、省令・告示・訓令・ガイドライン等の整備を行いました。以下では、これら法令に関する情報を掲載しています。

最近の更新履歴

平成28年3月29日

「1. ガイドライン」に策定された新ガイドラインを掲載しました。

「4. 省令及び指定告示」に制定された省令及び告示のリンクを掲載しました。

平成28年4月4日

「5. その他の告示等」に制定された告示等のリンクを掲載しました。

平成28年4月8日

「6. 電気通信事業報告規則改正案及び監督の基本方針案」を掲載しました。

平成28年5月20日

「6. 電気通信事業報告規則改正及び監督の基本方針」及び「7. 確認措置関係」を掲載しました。

平成28年5月27日

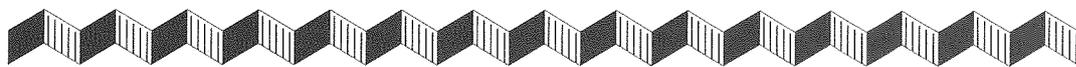
利用者保護規律に関する電気通信事業報告規則の公布（平成28年5月25日）に伴い、「6. 電気通信事業報告規則改正及び監督の基本方針」を更新しました。

※詳細は下記のURLをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htm

※消費者向け（電気通信サービスQ&A（平成28年度版）パンフレット）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000412427.pdf



株式会社メディアブリッジ

こんにちは、新規入会いたしました株式会社メディアブリッジ代表の山口浩と申します。どうぞよろしく申し上げます。といいましても個人的には、長くJAIPAの皆さんとご一緒させていただいておりますので、ご存じの方も多いかと思います。今回4年ほど前から始めました私の新会社メディアブリッジについてご紹介させていただきます。実はメディアブリッジは今年9期目となります。私が予てからやってみたかった海外事業企画に対し背中を押してくれたネットフォレストの高橋さんと、会社まで提供して頂いたメディアブリッジ創設者の高橋さん、2人の高橋さんの協力によって2012年10月から代表を務めさせていただいています。当社は、ボーダレスマインドというコーポレートスローガンを掲げ、日本人であることに誇りを持ちながら、人種差別なく世界中のどんな人とも別け隔てなく接し、尊敬し、人と人とのコミュニケーションを広げ、互いに自立した社会生活を営んでいくというBorderless mindの精神に則り企業活動を行なっていくことを常に念頭に置き、韓国、フィリピン、ベトナムという順で事業展開を目論んで、何度も足を運びました。その多くは失敗の連続では有りましたが、3年ほど前からベトナムホーチミン市を当社最初の海外拠点として、駐在員も置き何とかビジネス展開が出来るよう画策してまいりました。画策と言っても誇れるようなストーリーも無く、未だ発展途上では有りますが、ゼロではなくなったのは確かです。そしてこの3年間は必死で営業をしてきたというよりは、必死でベトナム人とお酒を飲んできたという方が正しいような気がします。IT分野では多くの日本人がオフショア開発ビジネスを手がけ、日本の仕事をベトナム人を雇用してプログラミングやオペレーションを行っている中で、淡々とベトナム人ローカルネットワークを広げることに注力してきました。これを構築するためにどれだけ酒を飲んだことか。でもそれをきっかけに、多くの信頼できるパートナーに出会えたことは私の人生にとっても何にも代えがたい財産になっていると思っています。そして現在は、ハノイにも拠点をもち、ベトナムローカルの人的ネットワークを企業資産として事業展開ができつつある、かな？という感じになってきました。私は今、次の2つの事業に重きをおいてチャレンジしています。一つはベトナムのインターネット国際回線をより良いものにしていくこと。もう一つはベトナム人の若い技術者を日本に連れて行き、日本とベトナムの発展に寄与させることです。前者に関してですが、ベトナムでは現在多くのトラフィックが海底ケーブル事故多発地区を通らないといけない現状があります。今年新た海底ケーブルの開通により新たに日本への直ルートが開けます。ここに何とか関わりたいと思っています。まだ何も出来ていませんけどね。それから、人材ビジネスですが、ベトナムでは日本のODAプロジェクトが多く、すごく目立ちます。そしていつしか日本に行って高度な技術を身につけ一旗揚げてやろうという、ジャパニーズ・ドリームみたいな精神が結構ベトナム人の若者の中には根付いています。彼らが夢見る日本と今日の日本には多少のギャップがあるかもしれませんが、ベトナムから見た日本は世界トップクラスの技術大国であり、世界を代表する同じアジアの先進国の一つであることは間違えありません。そんな純粋な気持ちを持った若者の夢を叶えつつ、少子高齢化および理系離れによる日本産業の衰退の危機を乗り越える手助けを仕事にできれば嬉しいと思います。ご興味のある方は是非お声がけください。また、ベトナムにお越しの際はお声がけください。

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社

はじめまして。この度社団法人日本インターネットプロバイダー協会へ加入しましたNTTコムウェア株式会社です。

NTTコムウェアはNTTの通信ネットワークを支えてきた部隊と、情報システムを設計・開発・運用・保守してきた部隊を統合し、誕生した情報通信技術の会社です。

ネットワークが高度化し、あらゆるシステムや物がネットワークにつながって様々なビジネスを支えている今、NTTコムウェアは、これまでの経験と実績を元に、通信業界にとどまらず、最先端の技術と経験で、あらゆるお客様のビジネスの発展と豊かなコミュニケーション社会の実現に貢献していきます。

JAIPAへの加入を機会に、会員の皆様との交流を深め、業界の振興・発展に貢献して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社

〒108-8019

東京都港区港南1-9-1 NTT品川TWINS アネックスビル

URL : <http://www.nttcom.co.jp/>



NTT COMWARE

行事一覧

1月

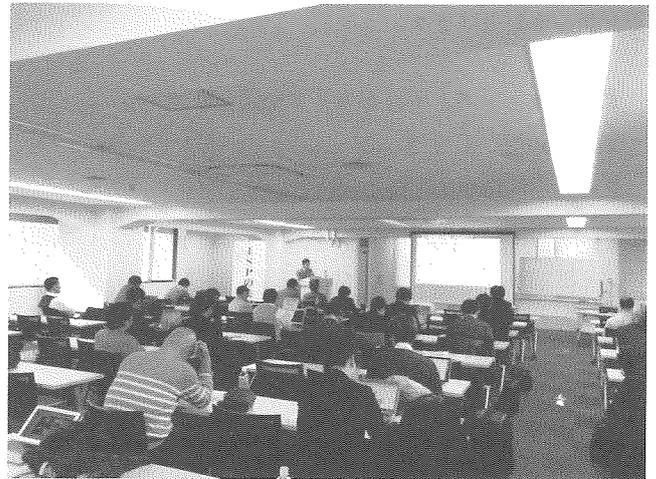
- 6日(水) 第48回クラウド部会
- 12日(火) 第145回行政法律部会
- 15日(金) 第12回モバイル部会
- 26日(火) 第103回インターネットユーザー部会
- 27日(水) 第108回運営委員会



- 27日(水) 2016年賀詞交歓会(at.都市センターホテル)
- 28日(木) 第143回地域ISP部会
- 28日(木) 第79回女性部会
- 29日(金) 消費者問題対応ワーキンググループ

2月

- 2日(火) 第146回行政法律部会
- 3日(水) 第49回クラウド部会
- 15日(月) 第144回地域ISP部会
- 16日(火) 消費者問題対応ワーキンググループ
- 16日(火) 第109回運営委員会
- 19日(金) 第13回モバイル部会



- 25日(木)～26日(金)
ISP&クラウド事業者の集いin神戸
(at. 三宮コンベンションセンター)

3月

- 1日(火) 第147回行政法律部会
- 2日(水) 第50回クラウド部会
- 11日(金) 予算委員会
- 23日(水) 第80回女性部会
- 28日(月) 第145回地域ISP部会
- 29日(火) 2015年度第5回理事会
(at.AP渋谷道玄坂渋谷東シネタワー 11F Hルーム)

4月

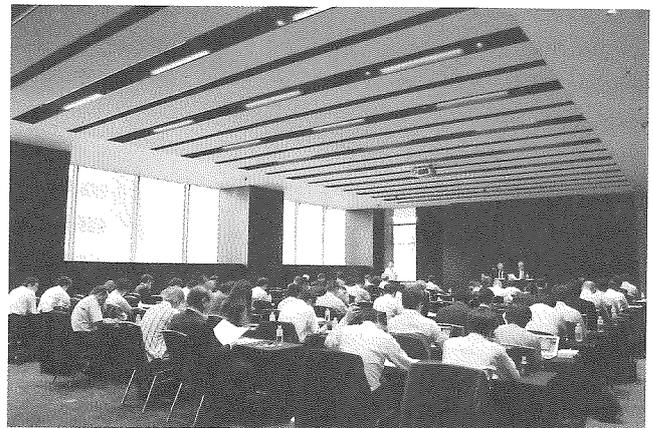
- 5日(火) 第148回行政法律部会
- 6日(水) 第51回クラウド部会
- 14日(木) 久米島プログラム委員会
- 18日(月) 第81回女性部会
- 19日(火) 第110回運営委員会
- 20日(水) 第146回地域ISP部会
- 25日(月) 第14回モバイル部会
- 25日(月) 第104回インターネットユーザー部会
(at. ハロー貸し会議室)

5月

- 10日(火) 第149回行政法律部会
- 10日(火) 第52回クラウド部会
- 13日(金) 第105回インターネットユーザー部会
- 17日(火) 2016年度第1回理事会
(at.AP渋谷道玄坂渋谷東シネタワー)
- 18日(水) 第147回地域ISP部会
- 19日(木) 説明会&ISPの集いin東京
(at.TKP渋谷カンファレンスセンター ホール2A)

6月

- 1日(水) 第53回クラウド部会
- 8日(水) 第148回地域ISP部会
(at. TKPガーデンシティPREMIUM神保町)
- 8日(水) 2016年度JAIPA定時総会
(at. TKPガーデンシティPREMIUM神保町)
- 14日(火) 第150回行政法律部会
- 20日(月) 第82回女性部会
- 23日(水) 第106回インターネットユーザー部会
- 29日(木) 第53回クラウド部会



2016年度 定期総会

役員一覧

会長

渡辺 武経 株式会社ディー・エヌ・エー

副会長

菊池 正郎 ソネット株式会社
 大井 貴 NTTコミュニケーションズ株式会社
 西山 裕之 GMOインターネット株式会社
 立石 聡明 有限会社マンダラネット

専務理事

立石 聡明 有限会社マンダラネット

常任理事

秋山 卓司 クロストラスト株式会社
 上野 貴也 ニフティ株式会社
 鎌倉 忍 ディーシーエヌ株式会社
 古関 義幸 ビッグロブ株式会社
 晋山 孝善 ジェットインターネット株式会社
 関野 浩也 群馬インターネット株式会社
 高橋 佑至 株式会社ネットフォレスト
 竹綱 洋記 ソフトバンク株式会社
 永田 勝美 株式会社NTTぷらら
 中桐 功一朗 KDDI株式会社

理事

家本 賢太郎 株式会社クララオンライン
 石田 卓也 株式会社イプリオ
 高橋 美博 株式会社グッドコミュニケーションズ
 田中 邦裕 さくらインターネット株式会社
 中野 雄一 株式会社エヌディエス
 野口 尚志 EditNet株式会社
 横田 洋人 株式会社アットアイ
 横山 正 株式会社インターリンク

監事

新堀 龍明 株式会社サンライズシステムズ
 竹内 常夫 虹ネット株式会社

(2016年6月8日現在)

会員一覧

■正会員 [152団体]

株式会社アイエフネット	射水ケーブルネットワーク株式会社	株式会社エンポリック
株式会社IMS	株式会社インターネット尾張	オーシャンブロードバンド株式会社
株式会社アイキューブ・マーケティング	インターネット・フューチャー株式会社	株式会社大塚商会
株式会社IC-NET	インターネットプロ東海株式会社	大槻電気通信株式会社
株式会社アイマネジメント	株式会社インターリンク	株式会社オキット
AXLBIT株式会社	WIXI株式会社	カゴヤ・ジャパン株式会社
アクロニス・ジャパン株式会社	エクイニクス・ジャパン株式会社	関越ネットワークシステム株式会社
株式会社朝日ネット	株式会社エスケブランナ	特定非営利活動法人きたうら花ねっと
株式会社アットアイ	株式会社STNet	京セラコミュニケーションシステム株式会社
有限会社あまくさ藍ネット	株式会社エディオン	近畿コンピュータサービス株式会社
アミック株式会社	EditNet株式会社	株式会社クオリティア
株式会社有明ねっとこむ	株式会社エヌディエス	株式会社グッドコミュニケーションズ
アルテリア・ネットワークス株式会社	NTTコミュニケーションズ株式会社	株式会社クララオンライン
株式会社イーネット	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	株式会社グローバルネットコア
イーブロードコミュニケーションズ株式会社	エヌ・ティ・ティ・スマートコネクスト株式会社	クロストラスト株式会社
イエスネット株式会社	株式会社NTTドコモ	株式会社クロノス
イツ・コミュニケーションズ株式会社	株式会社NTTPCコミュニケーションズ	群馬インターネット株式会社
株式会社イプリオ	株式会社NTTぷらら	株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ

会員一覧

株式会社ケー・アイ・ピー	ニフティ株式会社	楽天コミュニケーションズ株式会社
株式会社ケーシーエス	日本・アルカディア・ネットワーク株式会社	リコージャパン株式会社
KDDI株式会社	日本情報システム株式会社	株式会社両毛インターネットデータセンター
株式会社コアラ	日本ネットワークイネイブラー株式会社	株式会社レキサス
株式会社高知システムズ	日本マイクロソフト株式会社	Rebyc株式会社
株式会社恒徳産業	株式会社日本レジストリサービス	ワークアップ株式会社
コスモメディア株式会社	株式会社ニューメディア徳島	
彩ネット株式会社	ネクストウェブ株式会社	
サイバーエリアリサーチ株式会社	株式会社ねこじゅらし	
さくらインターネット株式会社	株式会社ネスク	
株式会社さくらケーシーエス	株式会社ネットアイアールディー	
サンコー事務機株式会社	株式会社ネットフォレスト	
株式会社サンメディア	株式会社ハイネット	
株式会社サンライズシステムズ	株式会社Hi-Bit	
GMOインターネット株式会社	パラレルズ株式会社	
GMOクラウド株式会社	株式会社ハローコミュニケーションズ	
ジェットインターネット株式会社	BBIX株式会社	
株式会社シグマライン	株式会社光システム設計	
株式会社スタジオマップ	BizMobile株式会社	
株式会社ゼクシス	株式会社日立システムズ	
株式会社創風システム	ビッグローブ株式会社	
ソネット株式会社	株式会社ヒューメリア	
ソピアフォンス株式会社	株式会社ファミリーネット・ジャパン	
ソフトバンク株式会社	株式会社フィックスポイント	
ZOROK株式会社	株式会社フォーサイトウェブ	
株式会社タグバンガーズ	株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート	
有限会社たけかわ企画	株式会社フューチャースピリッツ	
ダンボネット・システムズ株式会社	株式会社フューチャーネットワークス	
株式会社つなぐネットコミュニケーションズ	フリービット株式会社	
株式会社ディー・エヌ・エー	ブロックスシステムデザイン株式会社	
ディーシーエヌ株式会社	有限会社プロベル	
株式会社TCP	天糸瓜ネット合同会社	
株式会社DMM.comラボ	株式会社北斗システムジャパン	
有限会社T-CNET	HOYAサービス株式会社	
株式会社電算	株式会社ホワイトサポート	
電通工業株式会社	株式会社マイメディア	
株式会社TOKAIコミュニケーションズ	松本商工会議所	
株式会社トリトン	有限会社マンダラネット	
有限会社ナインレイヤーズ	三井物産セキュアディレクション株式会社	
那賀町ケーブルテレビ	ミテネインターネット株式会社	
株式会社長野県協同電算	株式会社ミライコミュニケーションネットワーク	
那須インフォネット株式会社	株式会社武蔵野	
株式会社NAX	メディアウェイブシステムズ株式会社	
株式会社新潟通信サービス	株式会社メディアブリッジ 東京支店	
株式会社西新宿ドットネット	ユニアデックス株式会社	
虹ネット株式会社	ライド株式会社	

■賛助会員 [5団体]

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
サイバーソリューションズ株式会社
特定非営利活動法人日本テレマーケティング保護協会
日本ネットワークセキュリティ協会
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

(団体名五十音順) 2016年4月30日現在

私の恥かき人生

会社に入って初めての事件は、この世にないものを売ってしまったことである。「601P」と言われるプッシュホン（赤）。1978年に私が新入社員として九段電話局に配属されたとき、「真っ赤なプッシュホンってありますか」というお客さまが窓口に来たのだ。真っ赤な公衆電話があるんだから真っ赤なプッシュホンは当然ある筈だと思い、満面のアイツ笑いで「もちろんございます！」と応え、速攻で売った。

当時まだ電話機は電電公社のレンタル品しかなくて、日本ではどこにも自由に買える電話機は売っていなかった。電話機は工事の日に職員が持って行って付けるので、窓口在庫はない。だから、お客さまも私も実物を見ているわけではない。

お客さまをお見送りしてから、得意げにサービスオーダーを先輩に渡してすぐに言われた。「洋子！プッシュはアイボリー、ライトグリーン、グレー、コーラルピンクの4色しかない。「真っ赤」って何だよ？」「え？…だから公衆電話みたいな赤…」「ない！」「……。」

いやあ、真っ青になりましたね。その後「601P」は全10色になり、その中に真っ赤な色のもできたのは、きっとあの時の私の「功績」に違いない(?)。



電電公社時代のプッシュホン601P(I)

電話局では電柱に登る仕事もさせてもらった。「8号CP」という低い電柱だったが、低いといっても8メートル、マンションの3階の天井くらいの高さだ。そこで両手を離して端子箱（たんしかん）を開け、引き込み線を接続するのだ。電柱の上から足元を見ると、コンクリートの電柱がウソのようにゆらゆら揺れている。コワイ。恐怖を乗り越えてがんばった記念に、電柱の上にマジックで名前を書いた「ようこ」。そのとき、下からその様子を見ていた主任の怒号が聞こえた。「オマエ、何やってんだ！消せ！」「き、きえましえん！マジックですから」。下には怒りの主任、降りられない。通行人が私を指差す。「あれー！女の人がセミやってる」。

20代だった私…。あの時の原体験のおかげで、酔っ払って電柱を見ると、つい今でも登りたくなるのだ。

時は経ち、電電公社は民営化されてNTTになり、私もサントリー出向や大阪転勤などを経て、中野支店の営業部長になった。次なる事件はその中野支店から本社の「マルチメディア推進室」に異動になった直後に起こった。インプレス社が「インターネットマガジン」を創刊した1994年のことである。まだ分割前のNTTで、新しいサービスについて議論していた。「IPの将来性はどうか、現場から来たばかりの小林くんはどう思う？」幹部会議で上司に聞かれた。

IPといえば、JAIPAの皆さんは全員ご存知のInternet Protocolに決まっているが、当時支店でIPといえば「ダイヤルQ²」の情報提供サービス業者（Information Provider）の略であった。ユーザーが0990で始まる番号に電話をすると「有料課金」

の情報が聞こえて、NTTはその情報提供サービス業者（IP）の課金を代行徴収する。健康相談や募金など、まじめなサービスもあるのだが、大流行りしたのはアダルト系のIPである。

「ニュース番組です」と申請して、やすやすと倫理基準をクリアしたIPは、昼間は確かにニュースを流しているのだが、夜になるとオネエサンと1対1でエッチな会話ができるアダルトサービスを提供する。発見したら契約違反で即回線を止めるのだが、様々な名義で嘘の申請をしてくるIPとはまさにイタチゴッコであった。

だから、堂々と答えた。支店から来たばかりの者として。「IPの将来性ですか、そんなものあるわけじゃないですか。あったら困りますよ！彼らの黒幕は反社会的勢力ですから」。「??……」幹部会議の座は静まり返った。あー、今思えば冷や汗がでる。

そんな「マルチメディア推進室」から、1996年12月25日にOCNは誕生したのだ。そしてまさか、IPも知らなかったおバカな私がやがてOCNのプロダクトオーナーになるのだとは…。人生は、だから面白い。

OCNの成長の過程でドリームネットという優良ISPを統合した。社員と、出向ではない役員を全員NTTコミュニケーションズの仲間として迎え入れたのだが、買収当初、彼らは警戒していた。その警戒を解いて信頼を深め真の仲間となるために、当時25歳の通称「くま」、誠実の塊のような青年をドリームネットに送り込んだ。

「くま」はドリームネットの出向から帰るとまもなく、私が夜中まで酒を飲んで引き留めたにもかかわらず、会社を辞め政界に入った。31歳で千葉市長になった熊谷俊人である。もちろん、なれなれしい言動で市長に礼を欠くようなことがないように気を付けてはいるが、今でも、1対1で話をするときには昔の雰囲気に戻ってしまう。

つい先週のことである。急ぎの依頼だったので、直接携帯に電話した。「もしもし、くま？あのさー、わりいけどワシの友人のところで講演してくんない。日程はね…」と早口でまくしたてる私を小さくさえぎって、「あの…、市長はただいま議会に出ておられて…」おびえたような秘書の声が電話の向こうから聞こえたときに、思った。ああ…、またやっちゃった。

私の恥かき人生はいくつになっても続くのであります。

NTTコミュニケーションズ株式会社 小林洋子



OCN&旧ドリームネットの仲間たちと熊谷市長（前右列）

前号でも触れたが、いまだ皮膚の痒みが止まらない。
ときどき、湿疹が大量発生するのだ。蕁麻疹、て言うやーつ？おそらく。
お腹周りはそうね、洋服で隠れるからね、もーボリボリボリボリ…
GW前に同居している姪っ子2号から風邪を受け継いでしまい、ひさびさに38度を超える熱を出して、12連休を阻止すべく頑張ったんです、Tさん。しかし、そんなに都合よく熱の上げ下げができるわけがなく、辛うじて平熱よりやや高めGW前日に職場に出て来られた奇跡！…が、お後はよろしくなかった。どうやらMさん、GWの1/3ほどぶっ倒れていたんだとか… てへ
そんなこんなでGWを元気に過ごせるわけもなく、やはり問題は蕁麻疹。熱が出たせいかな、もしかしたら蕁麻疹？程度の湿疹が、どうみても蕁麻疹だろう、蕁麻疹以外考えられない！ほどになり、内科で「超健康体」とのお墨付きをもらったので、満を持して皮膚科でアレルギー検査にレッツトライ！
検査結果は1週間後ということで、その期間、心置きなく呑むべ！と思ったものの、GW前に引っ掛かった風邪のせいでそんな気分にもならず、長い期間禁酒しましてよ、Tさん。偉いぞ、Tさん。
そして、体調もよくなり、皮膚科で処方してくれたステロイドが入っていない塗り薬と今度は相性が良かったのか、驚異のスピードで湿疹が引きましたの。何だったの、今までの塗り薬は？ そしてアレルギー検査の結果は、…何にも。え？何にも？ 医者も首を傾げる謎の湿疹。下された診断は、夏からの発疹ということで発汗による痒みが痒みを呼び搔いて搔き寄った結果の湿疹だそーで。…何だそりゃ？
とりあえず、内臓も超健康体なら、アレルギーもなく、Tさん、どこまでも超超健康体！スーパーグレード健康体！ …でも今もまだ皮膚が湿疹だらけだけだね。てへへ (T)

JAIPA Express Vol.42

2016年6月20日 初版第1刷発行

発行所 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA)
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町3-24 ココー桜丘ビル6F
TEL:03-5456-2380 FAX:03-5456-2381
URL:<http://www.jaipa.or.jp/> E-mail:info@jaipa.or.jp

印刷 フジサービス株式会社
〒105-0014 東京都港区芝2-20-8



■本書の内容に関するご質問は、E-mailにてお問合せください。
■本書掲載記事の無断掲載・放送は堅くお断りいたします。
■乱丁、落丁本がございましたらお取り替えいたします。

©2016 Japan Internet Providers Association